

※入所申込書を記入される前に必ずお読みください。

令和8(2026)年度 放課後児童クラブしおり



みよし市学校教育課

目 次

目次.....	1
1.放課後児童クラブとは	2
2. 対象児童と保護者要件について	2
3. 実施場所等について.....	2
4. 開所時間について	3
5. 休所日等について	3
6. 入所優先基準について	3
(1) 通年の入所基準	
(2) 長期休業日の入所基準	
(3) 共通項目	
(4) 恒常的な残業についての申立て	
7. 入所の手続・入所承諾の可否について	6
※年間申込みスケジュール(予定)	
8. 入所取下げの手続について	9
9. 保護者負担金等について.....	9
(1) 保護者負担金	
(2) 保護者負担金の減免申請	
(3) 保険料	
10. 児童クラブへの通所とお迎えについて	10
11. 病気やけがの対応について	11
12. 欠席の連絡について	11
13. タクシーによる児童移送事業について.....	11
14. 警報発令時等の利用について.....	12
(1) 暴風警報及び風水害等への警戒レベル発表時における児童クラブの運営	
(2) 地震発生時における児童クラブの運営	
(3) 緊急不審者情報(引き取り)時における児童クラブの運営	
(4) インフルエンザ等により学級、学年または学校閉鎖となったときの対応	
15. 中途退所、退所勧告について	14
16. 退所の手続について	14
17. 利用にあたってのお願い.....	14
18. 民間放課後児童クラブについて.....	15

1. 放課後児童クラブとは

児童が学校から帰った後、家庭や地域社会で健やかに愛護され育てられることが理想ですが、保護者の就労等の状況によっては、家庭での監護養育が難しい場合があります。放課後児童クラブはこうした家庭の児童を対象に自主活動、遊びを中心とした活動を通して健全な育成を図ります。主に、児童の保護及び遊び・自主活動等を通しての育成、支援を目的として、室内や戸外で遊ぶ、自主学習をする、班活動・行事を実施する、掃除をする、おやつを食べるといった活動を行います。

2. 対象児童と保護者要件について

下校後、保護者等のいない市内小学校在学中の児童で、保護者のいずれもが次のいずれかに該当すると認められる家庭の児童です。

(1) 対象児童

1年生から6年生までの市内小学校在学中の児童

(2) 保護者要件

- ①児童の下校後、居宅外又は居宅内で労働することを常態(15日/月以上で内職は不可)としていること。
- ②保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し又は精神若しくは身体に障がいを有し、児童の保育が困難であること。
- ③長期にわたり、疾病の常態にある同居の親族又は精神若しくは身体に障がいを有する同居の親族を常時介護していること。
- ④上記①から③までに類する状態にあると教育委員会が認めるもの。

3. 実施場所等について

児童クラブ名	実施場所	所在地	募集人数	問い合わせ先
中部児童クラブ 第1教室・第2教室	中部児童クラブ	三好町宮ノ越31-4	80人	080-1629-9165
				080-2601-7502
北部児童クラブ 第1教室・第2教室	北部児童クラブ	福谷町坂上18-7	80人	090-2262-0526
				080-2617-1646
南部児童クラブ 第1教室・第2教室	市立南部小学校	明知町上細口27	80人	090-7681-8723
				080-2602-5117
天王児童クラブ 第1教室・第2教室・第3教室	天王児童クラブ	三好町天王51-48	120人	090-5009-3256
	市立天王小学校	三好町天王51-75		080-2614-1725
三吉児童クラブ 第1教室・第2教室	三吉児童クラブ	三好町半野木1-27	80人	080-1618-9039
				080-2602-5118
三好丘児童クラブ 第1教室・第2教室	市立三好丘小学校	三好丘7-1	80人	080-1629-9166
				080-2614-1683
緑丘児童クラブ 第1教室・第2教室	市立緑丘小学校	三好丘緑1-1-1	80人	090-2347-4106
				080-2614-1665
黒笹児童クラブ 第1教室・第2教室・第3教室	市立黒笹小学校	黒笹いずみ3-26-1	120人	080-1629-9167
				080-2602-5898
				調整中

4. 開所時間について

(1) 授業日は、各小学校の放課後から午後7時までです。お迎えは午後6時55分までに来所してください。

なお、午後6時以降の利用ができるのは、就労証明等により必要性が認められる方に限ります。

(2) 長期休業日(春休み、夏休み、冬休み)、学校の行事等の代休日及び祝日は、午前7時30分から午後7時までです。

なお、全クラブで午前7時30分から午前8時までを開所準備時間とし、保育室内で児童を待機させることができます。

ただし、午前8時以前と午後6時以降の利用ができるのは、就労証明等により必要性が認められる方に限ります。

※ 開所時間を守ってご利用ください。

※ 勤務終了後はすみやかに迎えにきてください。

※ 保護者の就労により利用できるものですので、保護者が勤務しない日は児童クラブの利用はできません。

5. 休所日等について

(1) 休所日

・日曜日及び土曜日

・5月3日から5月5日まで

・8月13日から8月15日まで

・12月29日から翌年1月4日まで

(2) 臨時休所

自然災害や感染症の流行状況により、臨時休所する場合があります。【「警報発令時等の利用について」参照】

(3) その他

学級閉鎖の場合、該当学級の児童は児童クラブを利用できません。

6. 入所優先基準について

児童クラブ入所の必要度を勘案し、次のそれぞれの入所基準により入所児童を決定します。

なお、児童の帰宅時に保護者が在宅の場合は、次の入所基準のいずれにも該当しないことから、定員割れのあるクラブであっても入所できません。

※同一敷地内に住む70歳未満の祖父母がいる場合は、祖父母も就労等を確認します。

※同順位で定員を超える場合は、低学年、保護者の就労時間の長さ、保護者の就労日数の多さの順に優先します。

※入所不承諾となり待機を希望される場合も下記の入所基準により待機順位とさせていただきます。

(1) 通年の入所基準

① 学年による点数

学年による点数		点数
学年	小学1年生	+25
	小学2年生	+20
	小学3年生	+15
	小学4年生	+10
	小学5年生	+5
	小学6年生	+2

②保護者の就労状況による点数(※保護者のうち点数の低い方を基準とする)

就労状況		保護者の勤務終了時間	点数
1	<u>居宅外就労等</u> (自営・在学を含み、毎月15日以上 の就労であること)	18:00～	+10
		17:30～17:59	+9
		17:00～17:29	+8
		16:30～16:59	+7
		～16:29	+6
2	<u>居宅内就労 ※1</u> (自営で、毎月15日以上 ^{の就労であること})	18:00～	+9
		17:30～17:59	+8
		17:00～17:29	+7
		16:30～16:59	+6
		～16:29	+5
3	<u>第2子以降の育児休業休暇(以下 「育児休業等」という。)取得</u>	—	+5

※1 会社等の住所を自宅と同一敷地内としており、就労時間のうち概ね5割以上を居宅内で過ごしている場合

※1 内職は居宅内で労働することを常態としていることには該当しません。

③疾病、障がい、介護等

要件			点数
1	保護者の疾病・障がい	保護者が長期入院中または心身に障がいがあり、児童の 保育ができない	+8
2	親族の看護・介護	長期にわたり、疾病の常態にある親族又は精神もしくは身体に障がいを有する親族を常時介護している為児童の保 育ができない	+4

④調整項目

要 件			点数
1	ひとり親家庭 ※2	ひとり親家庭で就労の為、児童の保育ができない	+12
2	支援を要する児童	療育手帳(A・B判定)の写しもしくは医師の意見書等により保育及び支援 を要することが明らかであること	+6
3	就労日数	すべての保護者の就労日数が20日以上であること	+3

※2 ひとり親であっても、祖父母等が同居している場合は該当しません。

(2) 長期休業日の入所基準

①学年による点数…………… 通年と同じ

②保護者の就労状況による点数

就労状況		勤務時間	点数
1	<u>居宅外就労等</u> (自営・在学を含み、毎月15日以上 の就労であること。)	すべての保護者が8時間以上就労している	+10
		すべての保護者が7時間30分以上就労している	+9
		すべての保護者が7時間以上就労している	+8
		すべての保護者が6時間以上就労している	+7
		すべての保護者の就労時間が4時間以上6時間未満	+6

2	居宅内就労 ※1 (自営で、毎月15日以上就労で あること。)	すべての保護者が8時間以上就労している	+9
		すべての保護者が7時間30分以上就労している	+8
		すべての保護者が7時間以上就労している	+7
		すべての保護者が6時間以上就労している	+6
		すべての保護者の就労時間が4時間以上6時間未満	+5
3	第2子以降の育児休業等取得	—	+5

※1 会社等の住所を自宅と同一敷地内としており、就労時間のうち概ね5割以上を居宅内で過ごしている場合

※1 内職は居宅内で労働することを常態としていることには該当しません。

③疾病、障がい、介護等…………… 通年と同じ

④調整項目…………… 通年と同じ

(3) 共通項目

- ・入所審査時点における就労状況にて、審査(点数の確認)をします。
- ・育児短時間勤務をしている場合は、その時間を基に審査(点数の確認)をします。
- ・育児休業等取得中の方で、復職する日が決まっている場合は当初申込をすることができます。(第1子の育児休業から復職する場合は、入所日は復職する日以降となります。)
- ・保護者が第2子以降の育児休業等を取得した場合は、引き続き利用ができます。
- ・単身赴任等により児童と別居している保護者についても、住民票の異動の有無に関わらず就労状況を確認し審査(点数の確認)の対象としますので、就労証明書の提出が必要です。
- ・児童クラブではならし保育等の入所日以前からお預かりする制度はありません。
- ・変則勤務の場合は、主な就労時間帯を基に審査(点数の確認)をします。
- ・2交代制等の勤務の場合は、正午をまたいで勤務する勤務時間を基に審査(点数の確認)をします。

(4) 恒常的な残業について申し立て

- ・恒常的な残業(月20日以上)がある場合は、勤務終了時間について申し立てをすることができます。
- 申し立てには、勤務終了時間についての申立書の提出と申請日から3か月以内の1か月間における勤務実績の提出が必要です。1か月間のうち20日以上残業がある場合は、申し立ての内容により審査(点数の確認)をします。

【例①】勤務終了時間は午後5時15分。恒常的な残業があり、1月のうち20日以上が午後6時を超えて勤務をしている。

【例②】勤務時間は1日5時間。恒常的な残業があり、1月のうち20日以上が1日6時間30分勤務している。

※注意※

- ・通年の場合、保護者のうち点数の低い方で審査(点数の確認)をします。
- ・長期休業日については、すべての保護者の勤務時間で審査(点数の確認)をします。

【手続方法】

勤務終了時間についての申立書及び勤務実績(残業)等を確認できるものを就労証明書に添付し提出してください。

勤務実績(残業)等を確認できるものについては、申請日から3か月以内のものを添付してください。

【審査方法】

実績簿のうち月20日以上が申し立ての時間を満たしている場合に高い点数で採点します。

【申し立てが有効な例】

例1) 就労証明書の勤務終了時間が早い方に恒常的な残業がある場合

父 勤務終了時間 午後6時
母 勤務終了時間 午後5時 恒常的な残業あり 月20日以上 午後6時を超えて勤務している
⇒申し立てにより保護者の勤務終了時間を午後6時とみなし、採点します。

例2) 両親ともに就労証明書の勤務終了時間を超えて恒常的な残業がある場合

父 勤務終了時間 午後5時 恒常的な残業あり 月20日以上 午後6時を超えて勤務している
母 勤務終了時間 午後5時 恒常的な残業あり 月20日以上 午後6時を超えて勤務している
⇒申し立てにより保護者の勤務終了時間を午後6時とみなし、採点します。

【申し立てが無効な例】

例3) 就労証明書上の勤務終了時間が遅い方に恒常的な残業がある場合

父 勤務終了時間 午後5時 恒常的な残業あり 月20日以上 午後6時を超えて勤務している
母 勤務終了時間 午後4時30分
⇒申し立てをしても、点数は変わりません。
保護者の勤務終了時間を午後4時30分として採点します。

7. 入所の手続・入所承諾の可否について

入所期間は原則として4月から翌年の3月までです。それ以外に保護者のやむを得ない理由、定員を考慮して特定期間のみの利用もできます。児童クラブへの入所を希望する保護者は、放課後児童クラブ入所申込書を学校教育課に提出してください。「6. 入所優先基準」に基づき申込書の内容により審査し、入所の可否を通知します。

(1) 通年利用は、児童の安全のため原則在学校での児童クラブの入所となります。

※定員を超える申し込みがある場合は学校教育課が手配するタクシーで他の余裕のあるクラブへ移送をして受け入れをします。移送の利用料は不要です。

(2) 集団生活に不安を感じる場合(障がい・持病等を含む)、事前に学校教育課までご相談ください。面談をさせていただく場合があります。

(3) 随時入所を希望する場合は、入所希望日の3か月前から受付を開始します。ただし、定員に空きがなければ入所できませんので、事前に学校教育課までお問い合わせください。

【随時入所の場合の入所日の目安】

申込書提出日	入所日
1日から15日まで	提出日の翌月1日
16日から末日まで	提出日の翌月15日

(4) 待機が発生しているクラブに随時申込をした場合の繰上げについては、入所希望月の前の月に退所が出た場合に繰上げ入所審査対象となります。入所希望月の2か月以上前に退所が発生した場合は、入所審査の対象となりません。

(5) 学校の職員室では申込書の配布・受付等を行っておりません。必ず児童クラブにお越しください。

(6) 申請に必要な書類は下記のとおりです。 ※きょうだい分はコピーで提出可

対象者	提出および添付が必要な書類
全員共通	・入所申込書 ・ヒアリングシート ・入所申込チェックシート(紙申請の場合のみ)

就労 ※	○外勤、内職、育児休業等取得 ・就労証明書 ※単身赴任等により児童と別居している保護者についても、住民票の異動の有無に関わらず就労証明書の提出が必要です。 ○自営業【事業主】 ・就労証明書 ・確定申告書（第1表・第2表）または青色申告承認申告書の写し ○自営業【専従者】 ・就労証明書 ・事業主の確定申告書（第2表・収支内訳書）または青色申告決算書・青色申告専従者給与に関する届出書の写し 注：専従者欄に、当該保護者の氏名があること。
保護者の疾病・障がい※	・病気、病人等の看護、介護等の申立書 ・診断書（原本、または写しでも可）
親族の看護・介護※	・病気、病人等の看護、介護等の申立書 ・診断書（原本、または写しでも可）または状況がわかる手帳の写し（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者手帳等）

【調整項目】

ひとり親家庭	児童扶養手当または遺児手当の受給がわかる資料 （上記に該当しない場合）離婚の受理証明書または戸籍謄本の写し
支援を要する児童	療育手帳（A・B判定）の写しまたは医師の意見書等

【その他】

恒常的な残業についての申立て	・申立書 ・申請日から3か月以内の1か月間における勤務実績表
----------------	--

(7) 年間申込スケジュール(予定)は下記のとおりです。

令和8(2026)年度放課後児童クラブ入所申込スケジュール

R8	通年				
	書類配布	令和7年10月20日	から	配布開始	
	申込受付期間	令和7年11月1日	から	令和7年11月21日	まで
	結果通知	12月下旬に郵送			
	利用期間(通年)	令和8年4月1日	から	令和9年3月31日	まで

R8	夏季休業期間				
	書類配布	令和8年1月19日	から	配布開始	
	申込受付期間	令和8年2月1日	から	令和8年2月20日	まで
	結果通知	3月末に郵送			
	利用期間	令和8年7月20日	から	令和8年8月31日	まで

R8	冬季休業期間				
	書類配布	令和8年9月24日	から	配布開始	
	申込受付期間	令和8年10月1日	から	令和8年10月16日	まで
	結果通知	11月中旬～11月下旬に郵送			
	利用期間	令和8年12月24日	から	令和9年1月6日	まで

R8	学年末休業期間				
	書類配布	令和9年1月4日	から	配布開始	
	申込受付期間	令和9年1月15日	から	令和9年1月29日	まで
	結果通知	2月下旬に郵送			
	利用期間	令和9年3月25日	から	令和9年3月31日	まで

R9	学年始休業期間(翌年度)				
	書類配布	令和9年1月4日	から	配布開始	
	申込受付期間	令和9年1月15日	から	令和9年1月29日	まで
	結果通知	2月下旬に郵送			
	利用期間	令和9年4月1日	から	入学式の前日	まで

※1 上記は予定であり、都合により変更する場合があります。受付の都度、広報・ホームページにてお知らせします。

※2 申込の都度、就労証明書等の提出が必要となります。受付期間に間に合うように、お勤め先へ就労証明書の作成を依頼してください。

※3 就労証明書の様式については、通年でホームページからダウンロードできます。

8. 入所取下げの手続について

入所決定通知を受領後、入所者側の理由で児童クラブ入所を取下げする場合は、入所開始日の1週間前（入所開始日が土曜日、日曜日の場合は金曜日）までに放課後児童クラブ取下げ届を提出してください。

入所開始日（通年利用の場合は4月1日）以降に取下げ届が提出された場合は、実際に児童クラブの利用がない場合でも保護者負担金が発生します。

9. 保護者負担金等について

保護者負担金は、児童クラブ利用の有無・多少にかかわらず、入所中は月額となります（実際に利用がない場合でも、退所届が提出される日の属する月まで保護者負担金が発生します）。なお、利用開始日が月初または退所日が月末でなくても、日割計算はいたしかねます。あらかじめご了承ください。

保護者負担金は次のとおりです。なお、おやつ（P13参照）、保険料（P8参照）は含みません。

(1) 保護者負担金

区分	対象期間	保護者負担金 (入所児童1人につき)
通年利用	4月から3月（8月を除く）	5,200円/月※2
	8月	9,500円/月※2
長期学校休業日 (特定期間利用のみ)	夏季休業日 ※1	7月期 3,000円 ※2 8月期 9,500円 ※2
	冬季休業日 ※1	開所日数×500円（1日） ※2
	学年始・学年末休業日	

※1 原則、期間中通じての申し込みになります。月単位の申込はできません。

通年に空きがある児童クラブでのみ、7月のみや8月のみの受付をする場合があります。

※2 児童クラブの利用の日数に関わらず、一律の料金となります。

〔保護者負担金の納付等〕

- ・保護者負担金は、申込いただいた口座から毎月月末に引き落としさせていただきます。ただし、月末が土・日及び祝日の場合は翌金融機関営業日、また、12月は25日の引き落としになります。
- ・長期学校休業日のみの利用者には、納付書をお渡ししますので、指定日までに市指定の金融機関でお支払いください。

(2) 保護者負担金の減免申請

次の項目に該当する場合は、保護者負担金減免の申請をすることができます。申請をしないと減免対象世帯であっても保護者負担金が発生します。申請書は学校教育課又は児童クラブにて配布します。審査の結果は後日通知します。

- ①生活保護法による被保護世帯(単独給付世帯を含む)
- ②前年度分市町村民税が非課税となる世帯
- ③学校教育法による要保護者又は準要保護者の世帯

※注意※

- ・申請は年度ごとに行ってください。
- ・②による申請で市に審査に必要な課税情報等がない場合は、追加で書類(非課税証明書)の提出が必要です。
- ・保護者負担金の減免は、申し出のあった日の属する月(認定が遡った場合は認定月)からとなります。

(3) 保険料

傷害保険料 800円(保険期間: 令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月31日まで)

- ・ 児童クラブ利用中の受傷、または児童クラブとの往復途中での受傷などの不測の事故に対応するため、スポーツ安全保険に必ず加入していただきます。長期休業日のみ利用の場合も加入していただきます。ただし、同年度内の再入所の場合は不要です。
- ・ この保険は医療費を保障するものではなく、見舞金となりますのであらかじめご了承ください。
- ・ 保険加入料金は、保護者負担金とは別に納付していただきます。納付指定日までに市指定の金融機関でお納めください。入所承諾通知後、傷害保険に加入します。この手続以降に入所を取下げられても、保険料は納めていただきます。
- ・ 土・日・祝日に納付される場合は、市民情報サービスセンター「サンネット」をご利用ください。

10. 児童クラブへの通所とお迎えについて

(1) 通常の学校平常日

児童は下校集会後、クラブ室に支援員が連れて行きます。帰りについては保護者の迎えを原則とします。

(2) 長期学校休業日

自宅から児童クラブへの通所は保護者で送迎してください。小学生による送迎はできません。

(3) ファミリー・サポート・センター事業による送迎援助について

夏休み期間中における早朝利用時間前の預かりや、迎えが午後6時55分以降になる場合などは、児童クラブでは対応できません。送迎の援助が必要な場合は、『ファミリー・サポート・センター事業』制度があります。〈有料〉

詳しくは、「ファミリー・サポート・センター（TEL・Fax(0561) 34-2228）」まで、お問い合わせください。

(4) 『きょうだい下校』について

同じ小学校に在学のお兄さん・お姉さんがいる場合は、お兄さん・お姉さんの下校時間に合わせて『きょうだい下校』をすることができます。『きょうだい下校』は保護者の責任のもと、所定の手続をした後に実施が可能です。『きょうだい下校』の実施を希望される場合は、電子申請が必要となります。申請方法は入所後に児童クラブへお問い合わせください。

(5) 中学生・高校生のお兄さん・お姉さん、知人によるお迎えについて

中学生・高校生のお兄さん・お姉さん、知人の方がお迎えに来ることも可能です。お迎えをする可能性のある方は緊急連絡票に氏名・連絡先をご記入ください。（記載のない場合は、お迎え不可）

(6) 産前産後の児童クラブの利用について

産前産後における悪阻などの体調不良や入院により家庭で児童の保育ができない場合は、児童クラブを利用できます。ただし、第1子の育児休業等を取得される場合は、育児休業等の期間中は児童クラブの利用ができませんので、育児休業等の開始日までに退所いただく必要があります。（令和8(2026)年度から、第2子以降の育児休業等取得中にも児童クラブを利用できます。）

なお、利用日数が少ない場合や全く利用がない場合でも、クラブに入所している間は保護者負担金が必要となりますので、ご家族やお母様の体調とよく相談の上、児童クラブの利用をご検討ください。

(7) 病児・病後児保育事業について

感染性のある疾病を発症した場合は通所できません。病気やけがの回復期にある児童又は回復期に至らない児童を病院等に付設された専用施設でお預かりができる制度があります。〈有料〉

詳しくは、「ファミリー・サポート・センター（TEL・Fax(0561) 34-2228）」まで、お問い合わせください。

11. 病気やけがの対応について

- (1) 学校の保健室を利用することができないため、次の場合は保護者に連絡させていただきます。迎えに来られるまでは、児童クラブにて静養します。
- ・児童クラブ利用中に、発熱(37.5度以上の場合)、または身体に異常を確認した場合
 - ・児童クラブ活動中にけがをした場合(簡単な応急手当は行います)
- (2) 薬の服用は放課後児童支援員ではいたしかねます。薬を服用する場合は保護者が児童にあらかじめご指導ください。
また、他の児童の誤飲を防ぐため、薬を服用する場合や薬を持たせる場合は児童クラブへご連絡ください。
- (3) 感染性のある疾病を発症した場合は通所できません。通所を再開するには医師の診断が必要です。なお、治癒証明書や診断書は必要ありません。

12. 欠席の連絡について

利用計画表提出後の出欠席の変更は必ず学校と児童クラブに連絡してください。

(当日の変更は、正午までにお知らせください。入所児童本人の欠席申し出があっても、保護者からの連絡がない場合は安全のため児童クラブにてお預かりしますのでご了承ください。)

※タクシーによる児童移送事業ご利用者は欠席連絡方法が異なります。「13 タクシーによる児童移送事業について参照」

13. タクシーによる児童移送事業について

待機児童解消のために、定員を超える申込のあった児童クラブの児童を対象に、定員に余裕のある受け入れ可能な児童クラブへ下校時にタクシーで移送する事業を行っています。移送事業の利用にはLINEの登録が必要です。また、移送事業利用に係る保護者利用料は不要です。

移送事業を利用する場合は、移送先の児童クラブでのお迎えとなります。長期休業日(ただし、出校日を除く。)、祝日及び行事等での代休日は、児童移送事業は行いませんので、移送先の児童クラブへ保護者が直接送迎していただき通所となります。

なお、入所児童本人の欠席申し出があっても、保護者からの連絡がない場合は安全のため児童クラブにてお預かりしますのでご了承ください。

※当日の欠席連絡は、午前11時までにお知らせください。

※提出済の利用計画表に変更がある場合は、必ず学校、移送元の児童クラブ、移送先の児童クラブ、学校教育課へLINEまたは電話で変更の連絡をしてください。学校を欠席や早退した場合も、必ず移送元の児童クラブ、移送先の児童クラブ、学校教育課へ電話またはLINEで変更の連絡をしてください。

14. 警報発令時等の利用について

(1) 暴風警報及び風水害等への警戒レベル発表時における児童クラブの運営

◆西三河北西部地域に暴風警報発令時

〈学校平常日〉

	警報	学校	児童クラブ	備考
登校前	午前6時までに警報解除	平常どおり	平常どおり	
	午前6時以降も警報が継続	休校	全日休所	
登校後	登校後に警報が発令	4時間目終了まで（給食前）に下校	休所	
	登校後に警報が発令	4時間目終了後（下校） ⇒午後2時30分までは学校待機	午後2時30分以降開所	※利用予定児童のみ 欠席予定の場合は下校 ※早めにお迎えにきてください

〈学校休業日・代休日・祝日〉

	警報	児童クラブ	備考
登所前	午前6時30分までに警報解除	通常どおり 午前7時30分から開所	
	午前6時30分以降に警報解除	解除の1時間後から開所	※保護者が必ず送迎してください
	午後1時以降も警報が継続	全日休所	
登所後	登所後に警報が発令	発令以降の活動を中止	※速やかにお迎えにきてください

◆みよし市の風水害等への警戒レベル発表時

〈学校平常日〉

	警報	学校	児童クラブ	備考
登校前	【警戒レベル3】 高齢者等避難	警戒レベルの状況による	学校の対応による	
	中学校区の行政区において 午前6時までに解除	平常どおり	平常どおり	
	※中学校区の行政区において 午前6時を過ぎても継続	⇒学校が休校となった場合	休所	
		⇒学校へ登校することとなった場合	平常どおり	
	【警戒レベル4】 避難指示 【警戒レベル5】 緊急安全確保	警戒レベルの状況による	学校の対応による	
	午前6時までに解除	平常どおり	平常どおり	
	市内において 午前6時を過ぎても継続	休校	休所	
登校後	【警戒レベル3】 高齢者等避難	保護者への引き渡し	休所	※利用予定児童のみ 欠席予定の場合は下校 ※速やかにお迎えにきてください
	【警戒レベル4】 避難指示	保護者への引き渡し	休所	
	【警戒レベル5】 緊急安全確保	保護者への引き渡し	休所	

〈学校休業日・代休日・祝日〉

	警報	児童クラブ	備考
登所前	午前6時30分までに 警戒レベル3・4・5が解除	通常どおり 午前7時30分から開所	※保護者が必ず送迎してください
	午前6時30分以降に 警戒レベル3・4・5解除	解除の1時間後から開所	※保護者が必ず送迎してください
	午後1時以降も 警戒レベル3・4・5が継続	全日休所	
登所後	登所後に警報が発令	発令以降の活動を中止	※速やかにお迎えにきてください

※中学校の行政区は以下のとおり

(1) 三好中・南中学校区（中部小・南部小・天王小・三吉小の児童が対象） 新屋・三好上・三好下・西一色・福田・好住・中島・平池 上ヶ池・明知上・明知下・打越・東山・山伏・蒔生（一部）
(2) 北中学校区（北部小・緑丘小の児童が対象） 蒔生・福谷（一部）・高嶺・ひばりヶ丘・あみだ堂 三好丘緑・三好丘桜・豊田市大池地区
(3) 三好丘中学校区（三好丘小・黒笹小の児童が対象） 福谷（一部）・黒笹・三好丘・三好丘旭・三好丘あおば

(2) 地震発生時における児童クラブの運営

地震等における児童・生徒の登所等について

災害・警報・避難情報等の種類 【】：気象庁による同レベルの警報・情報		児童・生徒の登所等について
地震への対応	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒、巨大地震注意)発表	① 登所する前に発表 ・市及びクラブから連絡があるまで自宅待機。 ② 登所後に発表 ・対応について市及びクラブから保護者へ連絡。
	○「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」については、特別な対応は行わない。	
	みよし市内で 震度5弱以上の地震が発生	① 登所する前に発生 ・市及びクラブから連絡があるまで自宅待機。 ② 登所中に発生 ・原則として登所時はクラブ、帰宅時は自宅へ向かう。 ・周囲の安全が確認できない場合、近くの安全な場所へ避難。 ③ 登所後に発生 ・保護者への引き渡しができる児童・生徒は帰宅。 ・保護者への引き渡しができない児童・生徒はクラブで待機。
その他	その他の災害に関する情報	情報の内容により、対応について市及びクラブから保護者へ連絡。

○留意点

- (1) 開所を行う場合でも、登所することが危険な場合は、登所する必要はありません。
- (2) 上記一覧表の対応を原則としますが、児童・生徒の安全が確認できない場合、開所を中止したり、クラブで待機にしたりするなど、上記とは異なる対応をとる場合もあります。その時は、きずなメールやハグノートで配信します。

(3) 緊急不審者情報(引き取り)時における児童クラブの運営

緊急不審者情報により、危険が見込まれる場合は、原則、児童クラブは休所とします。

ア 児童が児童クラブの利用中に緊急情報が出された場合

児童クラブの活動を中止とし、児童を保護者に引き渡すこととします。

イ 児童が在校中に緊急情報が出された場合

児童クラブは休所とします。

ウ 児童が在宅中(学校休業日)に緊急情報が出された場合

児童クラブは休所とします。

(4) インフルエンザ等により学級、学年または学校閉鎖となった場合の対応

ア 閉鎖期間の利用について

インフルエンザ等により、学級、学年または学校閉鎖となった場合は、閉鎖となった集団に所属している場合、閉鎖期間中は児童クラブを利用することはできません。

イ きょうだいについて

きょうだいが閉鎖している学年・学級に所属していても、本人の学年・学級が閉鎖していない場合は児童クラブの利用が可能です。

ウ 引き渡しの日について

午後2時30分から児童クラブを開所します。

午後2時30分までの学校での引き渡しが難しい家庭については、児童クラブを利用できます。

15. 中途退所、退所勧告について

次の場合は利用できません。利用中にこうした事実が発生・判明した場合、特別な理由があると教育委員会が認めた場合を除き、退所していただきます。

- (1) 利用の対象となる要件を満たさなくなったとき(保護者の退職など)
- (2) 利用の申請等に関し、保護者に偽りその他不正行為があったとき
- (3) 利用を希望する児童が他の利用者及び支援員に危害を及ぼすおそれがあると教育委員会が判断したとき
- (4) 保護者負担金及び保険料が未納のとき
- (5) 現状の支援員では対応できない児童の行為が認められるとき
- (6) 児童の病気・けがを除き長期欠席(1か月以上)した場合や週1～2日のみの利用が継続する場合(入所基準の確認のため就労証明書を提出していただく場合があります。再度審査をし、要件に満たない場合は退所となります。)
- (7) その他入所基準に該当しないと教育委員会が認めたとき

16. 退所の手続について

児童クラブを退所する場合は、退所をする月の末日までに電子申請または書類にて届出をしてください。書類の場合は児童クラブ退所届を学校教育課または児童クラブに提出してください。保護者負担金は、退所日の属する月まで発生します。

17. 利用にあたってのお願い

- (1) 連絡事項がありましたら、ハグノート又はクラブへLINEにてご連絡ください。連絡ノートでも構いません。
- (2) 長期学校休業日等で学校給食の無い日は、児童クラブへ弁当を持たせてください。夏季は保冷剤を使い、傷みにくいものを入れてください。
- (3) おやつは、適切な量を密封できる容器や袋などに入れ、送迎時に翌日の分をお持ちください。学校へおやつを持ち込みはできません。※『きょうだい下校』をする場合は、児童クラブへご相談ください。
- (4) 飲み物はお茶のみ(夏季休業日はスポーツドリンクも可)持参させるようにしてください。ジュース類や炭酸類等は持たせないでください。
- (5) 持ち物には、消えないようにしっかりと名前を書いてください。
- (6) 下校後は教室への入室はできません。教室への忘れ物は、学校へお問い合わせください。児童クラブでは忘れ物の対応をいたしかねますので、ご了承ください。
※教職員の働き方改革により、当日中に学校が対応していただけない場合もあります。
- (7) 両親のどちらかが休日の場合は、クラブの利用はできません。
- (8) 児童の安全のため、児童クラブから児童だけで塾等へ行くことはできません。
- (9) 児童クラブで必要のないお金や玩具、携帯電話などは、持たせないでください。
- (10) 児童クラブの約束が守れない方は、退所していただく場合があります。
- (11) 家庭等との連携が大切ですので、気になる事は何でも結構ですので、支援員に気軽にお話してください。
- (12) 児童クラブの開・閉所等については、通所される児童クラブまたは学校教育課までお問い合わせください。
※学校へ問い合わせの電話はしないようお願いします。

18. 民間放課後児童クラブについて

民間の放課後児童クラブも開設されています。月額利用料及び利用料減免は公立児童クラブの保護者負担金と同じです(別途消費税や入会金などがかかる場合もあります)。詳細については、直接民間児童クラブへお問い合わせください。

【民間放課後児童クラブ】

クラブ名	実施場所	所在地	電話	定員
キッズクラブ・クックバラ	ベル三好幼稚園内	三好丘4-1-4	36-8699	40人程度
キッズクラブ・クックバラみよし	キッズハウスみよし	三好丘1-11-5	36-3131	15人程度
エジソンハウス	桃山幼稚園内	西陣取山26-1	32-4443	35人程度

お問い合わせ先

〒470-0295 みよし市三好町小坂50番地
みよし市役所 教育委員会学校教育課(庶務担当)
0561-32-8028(直通)(9:00~17:00)



一人ひとりの行動がみよしの未来を彩る
AICHI MIYOSHI CITY SDGs

